

審査の結果の要旨

氏名 岡村 祐

本論文は眺望景観の保全に関して、日本における近代以降の制度について通史的にまとめ、次いで、都市部を対象とした景観条例等において眺望景観保全の手法や論理を概観し、最後にこれからの都市における眺望景観保全のあり方を展望することを目的とした論文である。

論文は研究の枠組みを述べた第1章に続いて、日本における眺望景観保全の計画と制度の歴史の変遷を行う第1部と近年の景観条例等による眺望景観保全の計画手法をひろく検討する第2部、そして結論を述べる第7章から成っている。

第1部はさらに1950年代までを通史的に扱う第2章と、1960年代以降を対象とする第3章とから成っている。また、第2部は景観条例等による眺望景観保全の制度的枠組みを扱う第4章、保全対象眺望景観の抽出プロセスを論じる第5章、眺望景観保全のための景観誘導に関する計画手法を考察する第6章から成っている。

巻末に、各自治体の眺望景観保全計画の各種基準が資料編として集約されている。

第1章は、序説であり、研究の背景と目的、既往研究の整理、用語の定義等をおこなっている。

第2章は、眺望景観保全の通史を揺籃期(1894年～1945年)及び停滞期(1945年～1950年代)に分け、その概要を述べた章である。揺籃期においては、史蹟名勝天然記念物保存法(1919年)における風景眺望点の保全や都市計画法(1919年)における風致地区の設定、国立公園制度の導入による自然風景地の風景保護施策の登場などが整理されている。続く停滞期においては、新規の施策導入がなされなかった点を明らかにしている。

第3章は、同じく眺望景観保全の通史のうち、躍進期(1960年代～1980年代)及び成熟期(1990年代以降)について論じている。躍進期においては、景観研究の進捗、眺望対象としての近郊緑地の保全、先進都市における眺望景観維持のための建築物の高さ規制の導入などが登場してくる事情をまとめている。成熟期においては、環境影響評価法(1997年)、景観法(2004年)などの成立による都市景観保全施策の法的根拠の強化、施策自体の多様化などが進みつつある点が要約されている。

第4章では、眺望景観保全のための計画として、眺望点指定型、眺望点・眺望領域指定型、眺望領域指定型の3つのタイプがあることを明らかにし、さらに面的規制を行うことになる後二者についてさらに詳細な分類を試みている。

第5章では、眺望景観保全計画の第一段階として、保全対象眺望景観の抽出過程に着目し、その計画理論を整理している。その結果、眺望景観保全の契機としては眺望阻害問題の発生が大きいこと、抽出にあたっては都市全体を捉えることから出発する全体アプローチと個別の景観を評価するところからはじまる単体アプローチで計画論が大きく異なることが示されている。

第6章では、眺望保全計画の立案にあたって、保全を前提とした眺望景観の空間構造を明らかにし、それに応じた景観誘導範囲の画定、景観像の設定、景観形成基準の策定等に関する理論的な枠組みを明らかにしている。とりわけ、眺望対象の領域によって前景型と後景型に分類されること、眺望の視野角によってヴィスタ型、パノラマ型、全方向型に分類されること、目指す景観像によって構図型と調和型に分類されることなどを新たに示している。

第7章の結論において、眺望景観保全制度の現状を総体的に評価し、柔軟性機動性に富む制度として成熟しつつあること、背景や周辺などの概念を導きつつあり、核を保存することを保管する意味をも持ち得ることを示している。加えて、眺望景観保全計画の将来展望として、眺望行為という人間の活動自体を景観計画立案の際の考慮事項として配慮すべきことを主張している。

以上、本論文はこれまでまとまった論じられることのなかった新しい分野である眺望景観の保全に関して正面から論じた初めての論文として貴重である。とりわけ眺望景観保全のための景観誘導に関する計画手法の分類と今後の見通しは、この分野の施策の新しい可能性を示唆するものとして高く評価することができる。

よって本論文は博士（工学）の学位申請論文として合格と認められる。